

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 18 日現在

機関番号：34416

研究種目：基盤研究(B) (海外学術調査)

研究期間：2011～2015

課題番号：23402014

研究課題名(和文) アフリカの生物資源・伝統的知識とイノベーションをめぐる総合的研究

研究課題名(英文) The holistic Analysis on Genetic Resources & Traditional Knowledge in Africa with Reference to the Innovation System

研究代表者

山名 美加 (Yamana, Mika)

関西大学・法学部・教授

研究者番号：50368148

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 14,600,000円

研究成果の概要(和文)：アフリカ8カ国(ケニア、タンザニア、ザンビア、南アフリカ、エチオピア、エジプト、ボツワナ、チュニジア)に対する調査を経て、各国ともに生物資源の保護、活用に関わる国内法制の整備が進んでいる現状、いずれの国においても依然として制度差はあるものの、外国企業、研究機関とは利益配分を期待しつつも“Win-Win”ベースで連携を強化し、その成果を各国の技術的、経済的発展に繋げたいという前向きな姿勢に触れた。だが、国境を跨いで多くの部族が共存するアフリカにおいては、国毎という目線よりも時としては、地域や部族間との連携が重要な場合も多い。総じて、日本企業、大学との連携に例はまだ少なく、今後の展開が期待される。

研究成果の概要(英文)：The law and policy concerning the protection and utilization of the genetic resources of the Africa's eight economically emerging nations (Kenya, Tanzania, Zambia, South Africa, Ethiopia, Egypt, Botswana and Tunisia) have been advancing although there are more differences than similarities among them. These countries have initiated to develop their benefit sharing regime networking with the foreign corporations and research and development related organizations on win-win basis keeping perspective on technology transfer and economic development. Africa's intermingling of the ethnic groups across the national boundaries have given a new perspective on importance of cross country tribal and regional approach while dealing with the indigenous knowledge. Japan's involvement with Africa in utilization of its genetic resources and traditional knowledge has not well developed. But Japan's commitment to Africa's socio-economic development will certainly open a new venue on the above issue.

研究分野：知的財産法

キーワード：アフリカ 生物資源 伝統的知識 利益配分 イノベーション 技術移転 環境保全 知的財産

1. 研究開始当初の背景

研究開始時は、生物多様性条約の発効から18年目であった。同条約は、締約国の生物資源に対する主権的権利を認め、**「生物多様性の保全」**、**「その構成要素の持続可能な利用」**、**「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」**をその目的とするものである。さらに同条約は、単なる生物資源だけではなく、**「それらを保全してきた住民の知識・慣行の尊重とその利用がもたらす利益の公正かつ衡平な配分」**(伝統的知識に係わる利益配分)にまで踏み込んだ世界最初の条約である。同条約の発効により、それまでの南北対立を特徴付けていた**「技術を持つ国」**と**「持たざる国」**の対立は、**「価値ある情報を持つ国」**と**「それを利用する国」**の対立と化した。そして、その後の同条約締約国会議では、より確実に拘束力のある手法をもって、利益配分を受けたい途上国と、それを受け入れ難いとする先進国間の間で対立が激化し、その矛先は、**「技術独占」**を是とする根拠となってきた知的財産法制に係わる国際条約の交渉にも向けられた。

途上国の中でも、経済的な発展が特に遅れているLDC(後発途上国)が多いアフリカの諸国にあっては、英語圏の諸国から構成されるアフリカ広域知的財産機関(ARIPO)及びフランス語圏の諸国から構成されるアフリカ知的財産機関(OAPI)という二つの地域知的財産機関がそれぞれ1977年と1982年に既に設立され(各々加盟国16カ国(ARIPOにおいてはオブザーバー14カ国))知的財産行政を担当してきたが、WTO(世界貿易機関)/TRIPs(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)の1995年の発効により、両機関においても、TRIPsに対応した(先進国と同レベルの知的財産権保護を可能とした枠組み)の法改正が進み始めていた。

だが、法改正を進める一方で、途上国は、生物多様性条約が認める**「利益配分」**問題の解決を、TRIPs改正案として突き付けてきた。つまり、生物資源や知識を利用して生み出された医薬、バイオ関連研究の成果に対しては、TRIPs基準で、特許権という独占権が付与されるシステムが国際的に構築されたにもかかわらず、その資源、知識、すなわち**「価値ある情報」**を提供した国に対しては、現在の知的財産法制においては、何ら利益の配分を義務付ける枠組みは用意されていない現状に対して、それらの**「価値ある情報」**から生じる利益の配分についても確実に行われるように、TRIPsを改正して特許出願時の出所開示を国際的義務とすべきであると主張したのである。このような主張は、他の国際条約交渉においても激しく展開され、途上国側は生物資源、伝統的知識に関わる利益配分が適切でない行為を**「piracy」**(盗用行為)と批判する姿勢を強めていった。

しかしながら、研究代表者及び分担者が、前段階において調査した限りでは、強硬に資

源提供に関わる利益配分メカニズム構築を主張するアフリカ諸国にあっては、その真に求めるところは、生物資源や伝統的知識を活用して、外国企業、研究機関と友好な連携関係、共同研究体制を築き、付加価値、価値連鎖を創出し、さらなる経済成長に繋げたいとする現実的な期待であるという理解に至った。

2. 研究の目的

本研究は、アフリカが模索し始めた生物資源、伝統的知識を活用したイノベーションのあり方について、外国企業及び研究機関との連携事例を法学、経済学、経営学、生物学、技術移転論の総合的見地から調査、分析し、アフリカにおけるイノベーションをめぐる新たな国際連携モデルのあり方を検討するものである。

3. 研究の方法

方法としては、医薬品、バイオ関連(食品、化粧品含む)に焦点を当て、生物資源・伝統的知識を活用した産官学連携に積極性を見せているARIPO関連国(加盟国・オブザーバー参加国含む)で、かつ2007年度のGDP伸び率が5%以上又は外資系企業との産学連携事例が確認できる8カ国(ケニア、タンザニア、ザンビア(加盟国)南アフリカ、エチオピア、エジプト、ボツワナ、チュニジア(オブザーバー国))を対象に各国の生物資源・伝統的知識保護法制(立法、政策、ガイドライン)及び知的財産制度の整備状況を把握した上で生物資源・伝統的知識を活用した産官学連携事例の成功要因と課題(具体的な特許等の権利化状況、ライセンス、利益配分問題)を関連政府組織、企業、大学へのヒヤリング等を基に把握した。そして、各々国として国際連携に対し、どのような評価を行い、支援策を講じつつあるのか等についてもヒヤリングを行い、生物資源・伝統的知識を活用したアフリカのイノベーションにつき法学、経済学、経営学、生物学、技術移転論の観点から総合的に分析することを目的とした。

4. 研究成果

アフリカ8カ国(ケニア、タンザニア、ザンビア、南アフリカ、エチオピア、エジプト、ボツワナ、チュニジア)の大学、研究機関、政府関係者、投資企業への聞き取り等の調査を行って確認できたことは、各国ともに生物多様性条約に即しての生物資源の保護、活用に関わる国内法制の整備が進んでいるということ、そして、国により制度差はあるものの、いずれの国においても**「Win-Win」**ベースでの連携の構築を期待しつつ、それらを各国の経済発展に活かしたいという前向きな姿勢である。

まず、北アフリカの2国、エジプトとチュニジアについては、法制としては、生物資源の保護よりも、伝統的知識の文化的保護の側

面をより前面に出していることが理解できた。両国とも、フォークロア（民間伝承）については明確に著作権法で保護が認められるが、一方で生物資源の保護、活用については、制度設計に向けての議論はまだ浅い感がある。具体的には、チュニジアにおいては、フォークロアは世界で最初、1966年著作権法において保護が明記され、その後、工業デザイン（意匠）の保護としては、2001年意匠法に伝統的意匠の保護が可能となった。しかし、意匠権保護の要件としての新規性や創作性という基準は、他の意匠と同様に求められることから、すでに公知であるデザインそのものが保護されるわけではなく、公知デザインを基にしたとしても、どのように独自性を付加して、新たなデザインとして権利化するのかという課題が残る。また、同国においては、地理的表示や原産地名称保護制度により伝統的知識の保護を試みる傾向もある。1999年の農産物法、2007年の民芸品法、2007年の原産地名称法の制定がその象徴であろう。チュニジアは、国連WIPO（世界知的所有権機関）が管理する特定の場所を原産地とする生産物を表示する「原産地名称」の国際登録制度を定める「原産地名称の保護および国際登録に関する協定（略称「リスボン協定」）に1973年から加盟している。しかしながら、例えば、イタリア企業との取引、連携を検討した場合、チュニジア産のオリーブオイルが、イタリアブランドの名で販売されている例も多く、チュニジア産の産品、生物資源の活用が、十分な利益配分を確保した態様で行われていない事情も鮮明になった。

エジプトにおいては2002年の知的財産法にフォークロアの保護が規定され、経済的、人格的権利の保護が認められ、また、生物資源を基にした発明の特許出願については出所の開示を求める規定が作られたものの、運用実態は明確ではないところがある。ただ、チュニジア同様エジプトは、CANMRE（研究者・教員のための北アフリカ及び地中海アフリカセンター）のメンバーであり、EUの支援の下に、生物資源に関わる多様な共同研究の実績は存在している。この連携スキームには日本からは筑波大学が参画している。また、エジプトに特化しては、日本・エジプト両国の国家的事業である「エジプト日本科学技術大学（E-JUST）」が平成22年設立され、総括幹事校4校（早稲田大学、東京工業大学、京都大学、九州大学）により日本エジプト科学技術連携センターも設置されている。同大学は、日本を含む世界50以上の大学、企業との覚書締結の実績も上げている。

エチオピアでは、外国企業との紛争が大きな問題となったこともあり、政府がコーヒーに代表される生物資源について、既存の知的財産法制枠組み（特に商標）によるライセンス収入を国際的にいかに獲得するかに注力してきた。エチオピア産コーヒー豆「シダモ」の商標登録取消訴訟（日本においては、

結果的に、知財高裁が同商標を産地ではなくブランド名として認める判決を出した）やスターバックスとの商標ライセンスに関わる利益配分問題等は同国の生物資源の活用戦略を考える上でも重要な事例である。国内法制の枠組みとしては、2006年度に特別法として、遺伝資源及び共同体の知識、共同体権法が制定され、利益配分に関わる規定も設けられた。一方で、国民の主食といえるテフ（teff, イネ科スズメガヤ属の植物）についてのオランダ会社による特許取得に対する特許取消訴訟も経験しているが、産学が連携し、一次産品にどう付加価値を付けて国際的ブランドとして創出していくのかについて検討されているが、まだまだ課題も多い。

ケニアについては、1999年の生物多様性条約批准に基づいて、1999年に環境調整管理法が制定、国立環境調整管理局が設立され、2006年には同局が中心となって資源へのアクセスと利益配分に関わる規制が制定された。同規制の下では、利用者の事前の情報に基づく同意（PIC）の取得も義務化され、利益配分については金銭的利益、非金銭的利益を含めての具体的な態様がより明確になった。そして、2010年には、憲法においても、知的財産とともに生物多様性と伝統的知識の保護が盛り込まれ、生物多様性と伝統的知識を重視する国家スタンスも示された。国立の研究機関、大学中心に、産官学連携は進むものの、政策的には、部族の伝統的デザイン（特にマサイ族）の欧州における盗用がより懸念されており、文化的保護をいかに図るかに重視姿勢が見られる。産官学連携によるイノベーションの為にインフラ整備としては、国連WIPO、ケニア政府、アメリカの大学間での伝統的知識のデジタル化プロジェクトやケニアの研究機関、英国のNGOとの間での民間の共同体登録制度創設（現地共同体研修も実施）、薬用植物園の設置・拡充プログラム等が挙げられる。

タンザニアでは、生物資源と関連伝統的知識を直接保護する法制は制定されていないが、国家衛生政策、国家森林政策、国家環境管理政策を総合的に適用しつつ、生物多様性条約に即した保護が図られていると思われる。2002年には伝統的及び代替的医療法をもって、伝統的医療者の協会を設立し、伝統的医療者の登録制度、伝統的医療者の権利と義務を規定しつつ、伝統的医療行為が管理されることとなった。さらに、2003年の食料、医薬、化粧品法においても、天然物素材の食料、医薬、化粧品についての管理規定を定めたことから、それまで明確でなかった伝統的知識、伝統的医療なるものを管理、体系化しつつ、商品価値に繋げる方向性を目指している点が理解できる。また、保健・社会福祉省、天然資源・観光省、環境省、農業食品安全省がダルエスサラーム大学ソコイネ農業大学等を中心に内外組織との連携を深めており、生物資源及び伝統的知識の付加価値化研究は

進むところであるが、具体的な資源へのアクセス規制そのものは確立していないため、個々に契約ベースにて処理されているため、国内の研究機関としても、研究開発をより迅速に進める上では、利益配分を含めたより明確な法制の構築を待ち望んでいるかのよう

に思われた。
ザンビアにおいては、生物資源そのものの保全については、1989年の国家遺産保全委員会法、続いて1998年の野生保護法による野生保護局の設立で態勢も確立し、1999年には、国物多様性戦略及びアクションプランが打ち出されたことで、持続可能な利用と保全のあり方について政府政策が理解できる。ただ、生物資源、伝統的知識の保護・活用については、複数の法制で総合的に対応するという姿勢である。だが、ザンビア自体は、2002年にTRIPS理事会に他の途上国11か国（アフリカにおいてはジンバブエと同国のみが提出）とともに答申を提出し、生物多様性条約と知的財産法制の整合性をとるべく特許出願における出所開示を義務づける提案の流れを作った国である（IP/C/W/356）。

既存の国際的知的財産法制への問題提起にもかかわらず、国内については、知財法改正自体によるアクセス規制という動きは顕在化させず、伝統的知識に関しては、特別な制度(sui generis)創設を支持する姿勢も示している。しかし、豊かな資源と伝統的知識の可能性については近代科学的裏付けを急ぐべく、ザンビア大学等が国外（中国のスタンスは大）との連携を強化している様相も見せている。

ボツワナでは、1995年の生物多様性条約の批准後、国立生物多様性局が設立され、同局内には、ボツワナ大学やNGO関係者も加えての委員会も創設され、生物資源の保全とその活用に関わる諸政策が検討できる体制作りが実現した。ただし、同国では、環境省が中心でもあることから、生物多様性法批准を踏まえての国家政策も、観光に着眼したものであり、いかに持続可能な環境保全を図り、観光業を成長させるかという側面が強いことは否めない。ただ、南アフリカの国立研究所がカラハリ砂漠を移動するサン族の伝統的知識から開発したサボテンに似たガガイモ科の一種 Hoodia からダイエット食品を開発した事例の利益配分問題でもクローズアップされたが、サン族は、その最大の共同体がボツワナに存在する。1996年に設立された南部アフリカ土着少数民族のための作業部会(WIMSA)(ナミビア本部、ボツワナ、南アフリカ、アンゴラでも活動)の協力の下に2001年には、南アフリカサン族協議会(SASC)が設立されたが(同組織はサン族の権利保護と伝統的知識活用に伴う適切な利益配分を求める活動を実施)同協議会は、Hoodia以外の伝統的知識についても、既に製薬会社との利益配分契約が締結していることから、国境を越えて移動して生活する部族を抱える地

域においては、国内法制の整備以外にも、国境を超えた部族単位との連携、利益配分条項の検討が必要であると言えるだろう。

南アフリカについては、2004年の閣議決定で伝統的知識体系を科学技術的優位性と位置付けて以来、伝統的知識の保護・活用は科学技術省が主導して、諸政策の下実施されてきた。そして、同国の特徴は、伝統的知識の保護を知的財産法制の枠組みでも行うべく、知的財産法の改正も進めた点にある。具体的には2005年の特許法改正、2013年の知的財産改正法と続くが、既存の知的財産保護法制の中に、伝統的知識の保護に関わる条文を盛り込む作業が続いた。しかし、個人の知的創作物を保護する私権としての知的財産権の保護枠組みで集団に代々受け継がれてきた公共性の強い伝統的知識を保護するにあたっての限界を指摘する声も国内に根強く、科学技術省は、2014年に伝統的知識体系そのものを保護する法案を別途作成するに至っている。特別法によりどのように保護がなされるのかはまだ定かではないが、技術側面とともに文化的側面に関わる伝統的知識を知的財産法の改正とともに、特別法をもって保護を図ろうとする積極的な試みは、アフリカでは突出した同国の特徴であり、脱天然資源としての「ナレッジエコノミー(知識経済)」路線に国家経済の舵取りを図ろうとする同国戦略の象徴とも言えるであろう。そして、同国においては、国立最大規模の研究機関であるCSIR(Council for Scientific & Industrial Research)が伝統的医療者協会、国内外の大学及び企業とともに実現してきた特に機能性食品開発におけるイノベーションの実例、製品化には特筆すべきものがあり、その事例、利益配分が生むバリューチェーン(価値連鎖)が地域経済に与える影響も大きいと考えられる。ただし、利益配分自体は契約ベースであり、個々の事例毎にその配分のあり方については、課題が多いことも否めない。しかし、同国の具体的事例が提示した一連のモデルは、アフリカの生物資源・伝統的知識活用のイノベーションを検討する上でいずれもリーディングケースと言えるものであり、他のアフリカ地域への重要な示唆となるものであろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 27件)

Katsuhiko Kitagawa “Revision of Congo Basin Treaty and Japan in the 1930s: Examining the Narratives of Consular Reports”, 関西大学経済論集 2016 pp61-71. 査読無

山名美加「南アフリカにおける IKS (伝統的知識) と知的財産法の改正」LES JAPAN, Vol.56, 2015年13-23頁 査読無

北川勝彦「南アフリカのイギリス人プラント・ハンターたち」放送大学教材 『ヨーロッパの歴史II』 No.3058, 2015, pp105-124.

査読無

山名美加「南アフリカにおける IKS (原住民の知識体系) 政策と知的財産法」関西大学法学研究所研究叢書 第 51 冊 『インド・南アフリカ財産的情報研究 II』2014 年 1-20 頁 査読無

北川勝彦「サハラ以南アフリカにおける国家と経済の建設の課題 植民地支配と脱植民地化の歴史的考察」関西大学東西文化研究所 個人・民族・国家 (個人・民族国家に関する多角的比較研究) 研究班報告書 2014, 25-56 頁. 査読無

北川勝彦「第二次世界大戦後の日本 アフリカ関係史 1950年代と1960年代を中心にして」歴史学研究 7 巻 2014, 60-71 頁 査読無

Katsuhiko Kitagawa “The Relationship between Japan and South Africa before World War II”, Kansai University Review of Economics Vol.16, 2014 pp31-57. 査読無

Robert Kneller “Industry-University Collaborations in Canada, Japan, the UK and USA- with emphasis on publication freedom and managing the intellectual property lock-up problem” PLOS ONE, Vol.9 (3), 2014 pp1-19. 査読無

Shrestha Manoj Lal 「南アフリカにおける科学技術政策とイノベーション」甲南経営研究 Vol.55-1 2014, 23-40 頁. 査読無

Shrestha Manoj Lal 「日本企業の BOP ビジネスとアフリカー「援助対象」から「ビジネスパートナー」へ」甲南経営 Vol.55-2. 2014, 23-38 頁. 査読無

SHRESTHA Manoj L 「南アフリカにおける科学技術政策と伝統的知識の活用 CSIR の事例を通して」関西大学法学研究所研究叢書 第 51 冊 『インド・南アフリカ財産的情報研究 I』2014 年 101-116 頁 査読無

山名美加「インド進出における「知財リスク」の現状と課題」知財フォーラム 92 巻 2013 年 20-28 頁 査読無

Katsuhiko Kitagawa “Retrospective And Prospects for Japanese Policy on Africa : Focusing on the Tokyo International Conference on African Development (TICAD) Process” Kansai University Review of Economics 2013 pp1-28. 査読無

Robert Kneller “The Japanese Pharmaceutical Industry: Its Evolution and Current Challenges” Journal of Japanese Studies 39, No 1 Winter 2013 pp.235-240.

査読有

Robert Kneller “Commercializing promising but dormant Japanese industry-university joint discoveries via independent venture capital funded spin-offs” Fulfilling the Promise of Technology Transfer: Fostering Innovation for the Benefit of Society, Spring 2013. pp.23-33.

査読有

Shrestha Manoj Lal 「東アジアにみる「創造」と「イノベーション」- 中国、シンガポールの産官学連携モデルからの示唆」甲南大学ビジネスイノベーション研究所編 『ビジネス・イノベーションのプラットフォーム』(同文館出版) 2013 年 81-103 頁 査読無

山名美加「遺伝資源・伝統的知識の保護と知的財産制度 「財産的情報」をめぐる新しいフレームワークの考察」国際経済法学会年報 21 巻 2012 年 207-225 頁、査読無

山名美加「「財産的情報」と知的財産制度- 遺伝資源・伝統的知識の保護と活用をめぐる国際的動向-」関西大学法学研究所研究叢書 第 47 冊 『インド・南アフリカ財産的情報研究 I』2012 年 1-25 頁 査読無

北川勝彦「アフリカ史のグローバル化と人類史の再構築」川端正久・落合雄彦編著 『アフリカと世界』(晃洋書房) 2012 年 58-91 頁 査読無

北川勝彦 (ギャレス・オースチンとの共著) 「アフリカ経済史研究の回顧と新展開」川端正久・落合雄彦編著 『アフリカと世界』(晃洋書房) 2012 年 92-119 頁 査読無

⑲北川勝彦「ボツワナの植民地化と鉄道建設」池谷和信編 『ボツワナを知る52章』(明石書店) 2012 年 207 - 212 頁 査読無

⑳北川勝彦「アフリカ史のグローバル化と人類史の再構築」川端正久・落合雄彦 『アフリカと世界』晃洋書房 2012 年 58-91 頁 査読無

㉑北川勝彦「アフリカ経済史研究の回顧と新展開」川端正久・落合雄彦 『アフリカと世界』晃洋書房 2012 年 92-119 頁 査読無

㉒SHRESTHA Manoj L, 「インドにおける「知財マネジメント」と「伝統的知識」」関西大学法学研究所研究叢書 第 47 冊 『インド・南アフリカ財産的情報研究 I』2012 年 151-172 頁 査読無

㉓山名美加「医薬品のライフサイクルマネジメントと知的財産 近年の先発品と後発品 (GE) をめぐる攻防」L & T (Law & Technology) No. 52, 2011 年 42-50 頁 査読無

㉔Robert Kneller 「イノベーションにおけるベンチャー企業の役割 アントレプレナーシップの環境改善に向けて」渡部俊也編 『イノベーションシステムとしての大学と人材』(白桃書房) 2011 年 73-200 頁 査読無

㉕SHRESTHA Manoj L 「インドの知的財産事情と日本企業の課題 新たな対印関係構築に向けて」知財管理 2011 年 455-468 頁 査読無

〔学会発表〕(計 8 件)

Katsuhiko Kitagawa “Development of Japan-Africa Relations in Historical Perspective: Special Reference to Japan’s Trade with East and South Africa” International Conference on Africa’s Engagement with Japan, China, Korea and India: A Comparative Perspective (招聘講演), 2015 年 10 月 9 日、Jawaharlal

Nehru University, Delhi (インド)

Katushiko Kitagawa “Japan’s Economic Relations with Africa in the inter-War Years: Examining the Narratives of Consular Reports: Special Reference to Revision of the Congo Basin Treaty and Japan in the 1930s”, International Conference on Africa- Asia: A New Axis of Knowledge, (招聘講演)2015年9月24日 Accra(ガーナ)

Shrestha Manoj Lal “Japanese Investment and Technology Transfer in Africa”, The 6th European Conference on African Studies, 2015年7月8日 Hotel Quartier Latin, Paris (フランス)

北川勝彦 “Retrospective on Japan-Africa Relations in the Cold-War Period” 日本アフリカ学会第51回学術大会(招聘講演)2014年5月24日 京都大学(京都)

北川勝彦 「南アフリカにおける工業化に関する一考察 経済史研究の回顧」社会経済史学会近畿部会9月例会 2013年9月21日 神戸大学(兵庫県)

Shrestha Manoj Lal “IPR Handling in Asia: National Differences and Impacts on University-Industry Collaborations with Specific Reference to India” AUTM ASIA 2013 (招待講演) 2013年3月21日 於国立京都国際会館(京都)

Katushiko Kitagawa, “Japanese Perspectives on Africa in the mid Twentieth Century: A Provisional Survey: Japanese Intellectuals and African Nationalism” The First IAS Humanities Korea (HK) International Conference, Africa in Asia and Asia in Africa: Asian Experiences and Perspectives in African Studies (招待講演) 2012年4月27日 於韓国(ソウル)

山名美加 「遺伝資源・伝統的知識の保護と知的財産制度」日本国際経済法学会20周年記念大会 2011年10月30日、学習院大学(東京)

〔図書〕(計 3件)

北川勝彦・高橋基樹編 『現代アフリカ経済論』ミネルヴァ書房 2016年全 379頁

北川勝彦・高橋基樹編 『現代アフリカ経済論』ミネルヴァ書房 2014年全 408頁

北川勝彦 (草光俊雄との共著) 『アフリカ世界の歴史と文化 ヨーロッパ世界との関わり』放送大学教育振興会 2013年全 277頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山名 美加 (YAMANA, MIKA)
関西大学・法学部・教授
研究者番号: 50368148

(2) 研究分担者

北川 勝彦 (Katsuhiko, Kitagawa)
関西大学・経済学部・教授
研究者番号: 50132329

Robert Kneller (Robert, Kneller)
東京大学・先端科学技術研究センター・教授
研究者番号: 20302797

SHRESTHA MANOJ L (SHRESTHA, MANOJ L)
甲南大学・経営学部・教授
研究者番号: 90248097